【公募型プロポーザル方式】
令和7年度宿毛市介護予防・
日常生活圏域ニーズ調査
業務委託募集要領

令和7年8月

宿毛市長寿政策課

1. 業務の目的

本業務は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条の規定に基づき、第 10 期宿毛市高齢者福祉計画及び宿毛市介護保険事業計画（令和９年度～令和 11 年度）を策定するため、国の動向を見据えつつ、高齢者の生活及び課題等を的確に把握することを目的とする。

2. 業務の概要

（1） 業 務 名 称 ： 令和7年度宿毛市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託

（2） 業 務 内 容 ： 別紙「仕様書」のとおり

（3） 委 託 期 間 ： 契約締結日から令和8年3月 31 日まで

（4） 契約限度額 ： 5,357,000 円（消費税及び地方消費税を含む。業務完了後、一括で支払う。）

3. 参加資格

本業務の企画提案に参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

（1） 法人であること。

（2） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の4第１項の規定に該当しない者であること。

（3） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（4） 宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 24 年宿毛市規則第 28 号）第６条に規定する「入札参加資格登録からの排除措置」を現に受けていないこと。

（5） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行っていない者であること。

（6） 過去５年程度に地方公共団体が実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」業務又は類似業務の受託実績があること。

4. 実施スケジュール

公募開始から契約締結までのスケジュールは次のとおりです。

公募開始（募集要領等の公表、質問受付開始）	令和7年9月1日（月）
質問書提出期限	令和7年9月8日（月）17 時まで
質問の回答集約分を電子メールで送信	令和7年9月 10 日（水）
参加意向申出書の提出期限	令和7年9月 12 日（金）17 時まで
参加資格確認結果通知書発送	令和7年9月 17 日（水）

企画提案プレゼンテーション案内発送	令和7年9月 17 日（水）
企画提案書等の提出期限	令和7年9月 30 日（火）17 時まで
企画提案プレゼンテーション実施	令和7年 10 月8日（水）
選考結果通知発送	令和7年 10 月中旬
契約締結	令和7年 10 月下旬

5. 質問受付及び回答

本要領、仕様書等について、確認事項や不明な点がある場合は質問書（第5号様式）を提出すること。

（1） 提出期限 ： 令和7年9月8日（月） 17 時まで

（2） 提出方法 ： 質問書（第5号様式）を電子メールにより提出すること。

（3） 回答方法 ： 提出された質問は個別に回答するとともに、質問事業者には令和7年9月 10 日（水）までに事業者名を伏せた上で全質問に対する回答集約分を電子メールにて送信する。

（4） 提 出 先 ： 後記 12 を参照

6. 参加意向申出書の提出

（1） 提出期限 ： 令和7年9月 12 日（金） 17 時まで

（2） 提出書類 ：「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」（別紙1）を参照

（3） 提出方法 ： 持参又は郵送（必着）

（4） 提 出 先 ： 後記 12 を参照

7. 企画提案書等の提出

（1） 提出期限 ： 令和7年9月 30 日（火） 17 時まで

（2） 提出書類 ：「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」（別紙1）を参照

（3） 提出方法 ： 持参又は郵送（必着）

（4） 提 出 先 ： 後記 12 を参照

8. 事業者の選定

（1） プレゼンテーション

①実施日時・場所

令和7年 10 月8日（水） 宿毛市希望ヶ丘1番地 宿毛市役所

※リモートによるプレゼンテーションを可能とし、希望の場合は事前に申し出ること。

②実施時間

1事業者につき 40 分以内（プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 20 分以内とする）

③その他

・プレゼンテーションは非公開とする。
・プレゼンテーションで使用する機材等がある場合は、事業者で用意すること。
・プレゼンテーションは提出された資料を基に行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は、原則認めない。
・実施会場に入室する事業者の人数は5名以内とする。

(2) 選定方法

事業者の選定は、市が審査委員会を設置し、提出書類と提案内容のプレゼンテーションにより審査を行い、契約限度額以内の提案を行った事業者の中で最高得点者を契約候補者とし、次に得点の高かった者を次点の候補者として選定する。

ただし、評価の対象となるプロポーザル参加事業者が1者の場合、選定基準における採点結果が一定点数(出席委員各々60 点)以上を満たし、本業務を実施し得る能力を満たすと判断した場合は、当該プロポーザル参加事業者を優先交渉権者とする。

(3) 選定基準

書類及びプレゼンテーションの評価は下表の基準により行う。なお、選定委員による評価点の満点は出席委員×100 点とする。

審査項目	審査の視点	配点	評価の基準	
実施体制	業務履行体制が適切に構築されているか。 ・責任者の位置付けがあるか。 ・十分な経験のある人員が確保、配置されているか。	30	30	優れている
			20	標準的
			10	劣っている
	効率的、効果的な調査データ収集の提案ができるか。 ・独自性があり、新たな工夫の見られる業務が期待できるか。	40	40	優れている
			20	標準的
			10	劣っている
	調査データの分析から計画策定や政策立案について提案できるか。 ・独自性があり、新たな工夫の見られる業務が期待できるか。	30	30	優れている
			20	標準的
			10	劣っている

※同点の場合は、提案額が低い事業者を上位とする。

(4)結果の公表

審査結果は、全ての参加事業者に文書で通知する。

9. 契約の締結

前記 8 により契約候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。ただし、辞退その他の理由（契約締結までに前記3の参加資格を満たさなくなった場合又は次項 10 に該当する事実が判明した場合等）で契約できない場合、次点候補者と契約の交渉を行う。

10. 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（1） 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

（2） 提出書類に虚偽の記載があった場合

（3） 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合

（4） 審査の公平性を害する行為があった場合

（5） その他、審査委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

11. その他留意事項

（1） 本プロポーザル参加に要した費用は、全て参加者の負担とする。

（2） 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。

（3） 提案は、1事業者につき1つとする。

（4） 本市が提供する書類及び参加者からの提出書類は、本プロポーザル以外に無断で使用しない。

（5） 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、審査及び(6)に示す公開に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出書類は返却しない。

（6） 提出された提案書は、宿毛市情報公開条例（平成 13 年宿毛市条例第 26 号）に基づく情報開示請求があった場合又は宿毛市議会へ説明する場合においては、公開することとする。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第3号の規定により非開示となるため、企画提案書の提出時に非開示理由書（第7号様式）を合わせて提出すること。開示・非開示の判断は第7号様式に基づき行うものではなく、第7号様式を参考に同条例に基づき市が客観的に判断する。

（7） プロポーザルは、提案の選定を目的に実施するものであり、契約する業務においては必ずしも提案内容に沿って行うものではなく、本市の指示のもと変更または修正を加える場合があるものとする。

12. 問い合わせ・提出先

〒788-8686　高知県宿毛市希望ヶ丘1番地
宿毛市役所　長寿政策課　担当:田中
TEL　:　0880-62-1234　　FAX　:　0880-62-1270
E-MAIL　:　cyoujyu@city.sukumo.lg.jp

（別紙 1）

企画提案書等提出書類一覧及び留意事項

1. 質問書

提出期限　令和7年9月8日（月）17:00 まで（※メールによる）

	①質問書（第5号様式）
	プロポーザル参加意向申出書とは提出方法が異なるので注意。

2. 参加意向申出書

提出期限　令和7年9月 12 日（金）17:00 まで（※持参又は郵送（必着）による）

	①参加意向申出書（第 1 号様式）正本 1 部
	企画提案書とは提出期限が異なるので注意。
	②業務経歴書（第4号様式）正本 1 部
	③誓約書及び照会承諾書（第6号様式）正本 1 部

3. 企画提案書等

提出期限　令和7年9月 30 日（火）17:00 まで（※持参又は郵送（必着）による）

	①企画提案書（第2号様式）正本 1 部、副本5部
	企画提案書（第2号様式）を表紙とし、別紙（A4とし、A4サイズ以上になる場合は A4サイズに折り込むこと）に業務の実施方法について具体的に記載すること。
	②業務実施体制（第3号様式）正本 1 部、副本5部
	様式のとおり ※最近の主な経歴には受託業務実績を記載し、「担当」には受託業務において実際に担当した職務内容（役割や主・副担当の別など）を記載すること。
	③法人・団体等概要書…6部
	※既存の概要パンフレットで可
	④見積書（任意様式）…正本 1 部
	消費税を除いた価格及び税込価格を記載し、可能な限り内訳の記載に努めること。 ※税込価格が契約限度額を超えないこと。
	⑤プライバシーマーク法人認定等を証する書類の写し…正本 1 部
	一般社団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、もしくは同等の第三者評価を複数回更新した実績を有する法人であることを必須とし、法人認定を証するものであること。

※3の①から③までの書類については、それぞれ 1 部ずつ順にクリップ止めすること。

※副本はコピー（写し）を可とするが、①の企画提案書に限っては原本がカラーである場合は、副本もカラーとする。

令和７年度宿毛市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託　仕様書

１　委託業務名

令和７年度宿毛市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託

２　目的

本業務は、老人福祉法第20条の８及び介護保険法第117条の規定に基づき、本市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス見込量等を定める「第10期宿毛市高齢者福祉計画及び宿毛市介護保険事業計画」の策定のために、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を的確に把握することで、高齢者の生活及び地域の抱える課題等を明らかにすることを目的とする。

３　委託期間

契約締結日から令和８年３月31日まで

４　支払条件

業務完了後、一括払い

５　委託料

5,357,000円（消費税込）を上限とする。

６　準拠法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか次の関係法令等に準拠するものとする。

・ 介護保険法
・ 地域支援事業実施要綱
・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の見直しとデータ活用方法に関する調査研究事業報告書等

７　調査対象者・調査数・想定回収率

調査対象	調査数	想定回収率
宿毛市住民基本台帳に登録された 65 歳以上の高齢者（要介護１から５のいずれかの認定を受けている方を除く）	6,500 人	75%

※　回収率の増減による契約金額の変更は行わない。

８　業務内容

各作業の数量および仕様は次のとおりとする。

（１） 調査票等の発送準備

ア　調査項目の検討と作成

調査票は、国が示す調査項目を基本に市独自の調査項目を加え、全体で 75 項目以内とし、高齢者に配慮した見やすくわかりやすいものを作成すること。国から提示された「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を基本とし、実態把握のための調査方法、調査項目等の検討、提案を行うこと。また、包含計画策定のための調査項目についても検討のうえ、提案を行うこと。ただし、調査項目の設問文、選択肢については修正しないこととする。なお、調査の目的及び回答依頼等のあいさつ文も掲載すること。あいさつ文の内容については、契約後に市と協議し決定する。

数量	仕様
6,500 部	A４中綴じ製本、両面印刷、16 頁以内、上質紙、１色刷り

イ　調査票への調査票番号の印刷、送付用封筒への宛名の印刷（宛名を印刷したラベルの貼付でも可能とする。）

市が提供する調査対象者リストデータを基に印刷、作成、貼付する。

数　量	仕　様
6,500 件	市が提供するデータ：CSV データ（調査票番号含む） 宛名：郵便番号、住所、氏名、調査票番号

ウ　関連印刷物の作成

調査票の配布用および返信用封筒を作成すること。返信用封筒には名入れ印刷を行うこと。

なお、作成する部数は、アの調査票作成部数と同数とし、作成にかかる費用は受託者の負担とする。

印刷物	数　量	仕　様
配布用封筒	6,500 件	区域内特別郵便を印刷、１色刷り 角２クラフト封筒　85g/㎡以上 ※　調査票と返信用封筒、宛名ラベル等を封入封緘、貼付した重量が市指定の範囲内の紙厚とする。
返信用封筒	6,500 件	料金受取人払い郵便を印刷、１色刷り 角２クラフト封筒　85g/㎡以上 ※　調査票と返信用封筒を封入封緘した重量が市指定の範囲内の紙厚とする。

エ　封入封緘作業および納品

配布用封筒に調査票と返信用封筒を封入封緘する。

封入封緘済み封筒は、市の指示に従い、郵便番号順に並べて、期日までに市が指定する場所へ納品することとし、納品にかかる費用は受託者の負担とする。発送直前の除外対応について

は市の指示に従い、受託者が行うものとする。

なお、発送作業は受託者が行い、郵送料は市が別途負担する。

数　量	仕　様
6,500 件	調査票、返信用封筒を封入封緘

（２） 問い合わせ対応

ア　受託者は対象者からの調査票の内容等に対する問い合わせに対応する。

イ　　問い合わせ内容や件数等については、市へ報告すること。

仕　様
対応期間：調査票を発送日の翌々日から２週間 対応時間：９時～17　時（土・日・祝祭日を除く） 電話回線：１回線

（３） 回答済み調査票の回収および入力処理

ア　回答済み調査票の回収

本調査は記名式での実施を想定しており、市宛てに送付された回答済み調査票の受託者への受け渡しについては、市担当課での手渡しによる回収など調査票の紛失を防ぐ方法で行うものとする。

受託者による調査票の回収時期は市の指示に基づくものとし、最低５回の訪問回収（又は訪問回収と同等のセキュリティを確保した回収）を見込むこと。

なお、回収については、受託者の責めに帰し、かかる費用は受託者の負担とする。

数　量	仕　様
4,875 件 （回収率 75%を想定）	市担当課での手渡しによる回収を基本とする。 回収等には万全のセキュリティ体制を講じること。

イ　未返信者の特定および礼状兼督促はがきの作成・納品

回収期限までに返信されなかった対象者を特定し、受託者が準備する官製はがきに当該対象者の宛名、礼状兼督促文を印刷のうえ、市が指定する期日までに送付すること。発送直前の除外対応については市の指示に従い、受託者が行うものとする。なお、礼状兼督促文面については市と協議して印刷する。

数　量	仕　様
3,500 部	両面印刷、色指定なし

ウ　データ入力

回答済み調査票のデータ入力は、ベリファイ入力または入力データの確認作業を行うこと。

数　量	仕　様
4,875 件 （回収率 75%を想定）	ベリファイ入力、確認作業 ※ベリファイ入力とは、データ入力の二重チェック方式のこと。

（４）　調査結果データの集計・分析

「第 10 期宿毛市高齢者福祉計画及び宿毛市介護保険事業計画」の策定にむけ、以下の集計・分析を行う。

・調査結果について、多面的な視点から分析・政策立案できるよう、設問ごとにグラフや表、クロス集計等を作成すること。

・本市の特徴が把握できるよう、リスク該当者の出現率などについて、前回調査との比較分析を行うこと。

・高齢者の地域課題を抽出し、その因果関係等を分析し、リスク該当者の出現率の低減に向けた方策や今後の事業展開等について提案すること。

（５）　成果品の納品

受託者は、国ツール及び国手引きを参考の上、以下に掲げる成果品を納品すること。

なお、成果品の著作権は、市に帰属するものとし、受託者は市の許可なく成果品を第三者に公表または提供してはならない。

成果品	部数	仕様
分析報告書	電子データ　一式 紙媒体　３部	紙媒体 A４版、100 ページ程度 表紙：色上質紙カラー最厚口、１色刷り 本文：上質再生紙 44.5kg 以上、１色刷り 背表紙：背文字あり 製本：無線(くるみ)綴じ製本 ＜内容＞ ・調査の趣旨や回答者の属性等 ・調査結果の概要、総括 ・分析結果（リスク分析、各設問間クロス集計など） ・分析処理するための設定条件の解説 ・地域特性 ・リスク該当者の出現率の低減に向けた方策や今後の事業展開等の提案 ・調査に使用した調査票 など

地域包括ケア「見える化システム」登録用 CSV データ	一式	データを用いて地域包括ケア「見える化システム」にデータ移行を行うこと。
事業報告書	一式	事業にかかる経過・作業報告等。契約後、市が別途指示する。
調査票原本	一式	段ボール箱使用。受付番号順に整理すること。

9　その他

（1）　受託者は、本業務が「第 10 期宿毛市高齢者福祉計画及び宿毛市介護保険事業計画」策定の基礎資料となることを理解したうえで遂行することが必須であるため、直近２期分（第８期、９期）の同計画について十分に把握・理解するよう努めること。

（2）　受託者は、本業務を遂行するにあたり、十分な知識と経験を有する者を配置し、的確かつ迅速に履行するよう努めること。

（3）　本業務を実施するにあたり、仕様書に関する詳細及び本仕様書に記載のないものについては、介護保険制度の見直しに準拠し技術上当然必要と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとすること。

（4）　受託者は、本業務の着手前に作業行程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。なお、仕様書に示していないことで業務遂行上必要とする事項については、その都度協議するとともに、受託者の指示を受けるものとすること。

（5）　業務の遂行にあたっては、市の担当者と必要に応じて打合せを行い、十分な協議と確認のもと進めなければならない。本業務の履行に係る打合せは、実施時期に応じて対面、電話、メール等で行うこと。打合せ等の出席に係る交通費等の経費、および資料作成に係る経費は、本委託料に含むものとする。また、打合せの結果については、受託者が記録・整理のうえ、打合せ終了後速やかに提出すること。

（6）　調査にあたっては、調査対象者のプライバシー保護に万全を期すとともに、個人情報その他業務上知り得た内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。業務終了後も同様とすること。

（7）　個人情報については、宿毛市個人情報保護法施行条例を遵守する。また、業務の実施にあたっては、一般社団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、もしくは同等の第三者評価を複数回更新した実績を有する法人であることを必須とし、法人認定を証する書類の写しを見積書提出時に添付すること。（法人認定ではない担当者の個人資格は対象外とする。）

（8）　本業務のすべての成果品に係る著作権・版権等の権利は市に帰属する。第三者が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受託者の責任において著作権処理等を行うこと。市が制作したデータやイラスト等の二次利用については、市と協議のうえ、許可された範囲内で使用すること。受託者において責任をもって校正した後、市の確認・承認を受けること。業務委託終了後に成果品の誤りや不備が発見された場合は、市と協議のうえ、修正対応を行うこと。

（9）　委託契約後の法改正に伴い、国及び都道府県の指針等に変更等が生じた場合は、可能な限り対応すること。

(10)　委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず市に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応すること。

(11)　業務の実施にあたり疑義が生じたとき、および本仕様書ならびに関係法令等に記載のない事項については、市と受託者とが協議のうえ決定すること。

（第１号様式）

参　加　意　向　申　出　書

令和　　年　　月　　日

宿毛市長　中平　富宏　様

住　　所
商号又は名称
代表者職名
代　表　者　名

令和７年度宿毛市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託募集要領に基づき、プロポーザルに参加します。

担当者連絡先	
住　所	
所　属	
役　職	
氏　名	
ＴＥＬ	
ＦＡＸ	
E-mail	

（第２号様式）

企　画　提　案　書

令和　　年　　月　　日

宿毛市長　中平　富宏　様

住　　所
商号又は名称
代表者職名
代 表 者 名

令和７年度宿毛市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託募集要領に基づき、別紙のとおり企画提案書を提出します。

担当者連絡先	
住　所	
所　属	
役　職	
氏　名	
ＴＥＬ	
ＦＡＸ	
E-mail	

（第３号様式）

業　務　実　施　体　制

（商号又は名称　　）

１　実施体制

	予定担当者	所属・役職名	担当する分担業務内容
管理責任者			
担当者（主）			
担当者（副）			
担当者（副）			

※ 担当者が提出者以外の企業に所属する場合には、企業名等も記載すること。

２　配置予定担当者の経歴の状況

（複数の場合は、様式を追加し記入）

<table>
<tr><td rowspan="4">配置予定の管理責任者</td><td>氏名</td><td>年齢</td></tr>
<tr><td colspan="2">所属・役職名</td></tr>
<tr><td>実務経験年数
年</td><td>保有資格</td></tr>
<tr><td colspan="2">最近の主な経歴
（年度）　（業務名）　（担当）　（発注機関）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">配置予定の「主」担当者</td><td>氏名</td><td>年齢</td></tr>
<tr><td colspan="2">所属・役職名</td></tr>
<tr><td>実務経験年数
年</td><td>保有資格</td></tr>
<tr><td colspan="2">最近の主な経歴
（年度）　（業務名）　（担当）　（発注機関）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">配置予定の「副」担当者</td><td>氏名</td><td>年齢</td></tr>
<tr><td colspan="2">所属・役職名</td></tr>
<tr><td>実務経験年数
年</td><td>保有資格</td></tr>
<tr><td colspan="2">最近の主な経歴
（年度）　（業務名）　（担当）　（発注機関）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">配置予定の「副」担当者</td><td>氏名</td><td>年齢</td></tr>
<tr><td colspan="2">所属・役職名</td></tr>
<tr><td>実務経験年数
年</td><td>保有資格</td></tr>
<tr><td colspan="2">最近の主な経歴
（年度）　（業務名）　（担当）　（発注機関）</td></tr>
</table>

（第４号様式）

業　務　経　歴　書

（商号又は名称　　）

業務名	発注機関	業務概要・金額	履行期間

（注１）過去５年程度に地方公共団体が実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」業務又は類似業務の受託実績を最大５件まで記載すること。

（注２）西日本圏での業務実績を優先して記入すること。

（第５号様式）

質　　問　　書

令和　　年　　月　　日

宿毛市長寿政策課　　宛て

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

質問に対する責任者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和７年度宿毛市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託について、次の項目を質問します。

No.	質　問　内　容	仕様書等（頁）
1		
2		
3		

※ セルは必要に応じて、追加・削除等を行ってください。

（第６号様式）

誓約書及び照会承諾書

私は、自己又は自社の社員等が、宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成24年宿毛市規則第28号。以下「暴力団排除規則」という。）第４条各号のいずれにも該当する者ではないことを誓約します。

また、下記役員名簿等に記載した者が暴力団排除規則第４条各号のいずれかに該当するかどうかを宿毛警察署長に照会することを承諾します。

令和　　年　　月　　日

宿毛市長　中　平　富　宏　　様

所在地（住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人名・商号・名称等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者　職名　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記

役員等名簿

職　名	フリガナ 氏　　名	生年月日	性別	備考

【裏面】

【備考】

氏名、生年月日等、この調書に記載されたすべての個人情報は、宿毛市個人情報保護法施行条例（令和５年宿毛市条例第１号）の規定に基づき取り扱うものとし、宿毛市が宿毛警察署との協定に基づき実施する暴力団等の排除以外の目的には使用しません。また、宿毛市がこれらの情報をもとに宿毛警察署長から取得した個人情報についても同様です。

【記入方法】

１　この名簿には次に該当する者を記載してください。なお、氏名は正確な（旧字等）字体で記載してください。

(1)　株式会社、有限会社については、取締役（代表取締役を含む、）及び執行役（代表執行役を含む。）

(2)　合名会社又は合同会社については、社員

(3)　合資会社については、無限責任社員

(4)　一般社団法人若しくは公的社団法人又は一般財団法人若しくは公的財団法人については、理事

(5)　(1)から(4)までに掲げる法人以外の法人については、(1)から(4)までに掲げる役職に相当する地位にあることとされる者

(6)　法人格を有しない団体者については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者

(7)　個人については、その者

(8)　次に該当する場合は、(1)から(7)に掲げる者のほか、次の者

①　支配人を置く場合は、支配人

②　支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者

(9)　当該法人が会社更生手続き又は民事再生手続き中である場合は、(1)から(8)までに掲げる者のほか管財人

２　新たにこの名簿に記載すべき者が就任した場合は、遅滞なく本書を提出してください。

○宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則（抜粋）

（市の事業等からの暴力団の排除）

第４条　市長は、市の事業等の契約等の相手方又はその役員等について次の各号のいずれかに該当する者として確認したときは、次条から第１０条までに定めるところにより、市の事業等から排除するための措置を講ずるものとする。

(1)　暴力団又は暴力団員等

(2)　その契約に係る業務又は補助金等に係る事業（以下「業務等」という。）に関し、暴力団員等を使用したと認められる者

(3)　暴力団員等を雇用している者

(4)　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められる者

(5)　暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員である者

(6)　その業務等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者

(7)　市の事業等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者

(8)　その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると市長が認める者

２　市長は、前項の確認をするために必要であると認める場合は、宿毛警察署長に対して照会を行うものとする。

（第７号様式）

宿毛市長　中平　富宏　様

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

非開示理由書

宿毛市情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる書類 （書類の頁・箇所等）	支障が生じる理由・生じる支障の内容を具体的に記入してください。